

松戸市高齢者等見守り活動実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市と事業者等が連携して、高齢者、障害者及び子ども（以下「高齢者等」という。）に対する見守り活動を実施することにより、高齢者等が安全で安心して暮らすことのできるまちをつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 第3条に定める要件を満たす事業者及び団体をいう。
- (2) 高齢者等 次のいずれかに該当する者であって、市内に居住するものをいう。ただし、市長が特に必要と認める者にあつては、この限りではない。

ア 高齢者 年齢満65歳以上の者

イ 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

ウ 子ども 年齢満18歳未満の者

- (3) 見守り活動 事業者等が日常業務において、高齢者等を対象として行う次のいずれかの行為をいう。

ア 声かけ又は様子の確認

イ 移動中の巡視

(事業者等の要件)

第3条 見守り活動を行う事業者等は次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 市内で日常的に事業活動を行っていること。
- (2) 事業実態が明確であること。
- (3) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする団体ではないこと。

(4) 公序良俗に反する行為など、社会通念上ふさわしくない行為を行っていないこと。

(5) 松戸市暴力団排除条例第2条に該当しないこと。

(見守り活動の実施)

第4条 事業者等は見守り活動を行い、日常生活において明らかに不自然な状況を生じた高齢者等を覚知したときは、速やかに市に通報するものとする。

2 市は、前項の規定により通報を受けた場合は、速やかに適切な対応を行うものとする。

(見守り協定)

第5条 市長は、見守り活動を行う事業者等と見守り活動に関する協定を締結し、その実施方法について取決めをするものとする。

(公表)

第6条 市長は、前条の規定により協定を締結した事業者等の名称等を市のホームページ等により公表することができる。

(守秘義務)

第7条 事業者等の従事者は、見守り活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(報告)

第8条 事業者等は、見守り活動の実施状況を松戸市高齢者等見守り活動実施報告書(様式第1号)により、市に報告するものとする。

2 事業者等は、見守り活動の開始時及び毎年4月に松戸市高齢者等見守り活動実施機関等報告書(様式第2号)により、実施機関等について市に報告するものとし、実施機関等に変更等があった場合も、また、同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

様式第1号

松戸市高齢者等見守り活動実施報告書

年 月 日

(あて先) 松戸市長

実施団体名称

住 所

代表者氏名

電話番号

_____年 _____月分の松戸市高齢者等見守り活動について、下記のとおり実施いたしましたので報告します。

通報・相談連絡 件数	備 考
_____件	
内訳	
地域包括 件	
市役所 件	
警察 件	
消防署 件	
その他 件	

様式第2号

松戸市高齢者等見守り活動実施機関等報告書

年 月 日

(あて先) 松戸市長

実施団体名称

住 所

代表者氏名

電話番号

_____年度 松戸市高齢者等見守り活動の実施にかかる実施機関等の
(新設・継続・変更・廃止) について、下記のとおり報告します。

(NO.)

実施機関等名称	住 所	電話番号	責任者氏名	備 考

